

実績評価シート

担当課長：地球環境局総務課長

<p>施策名</p>	<p>オゾン層保護対策</p>	
<p>1 施策の概要</p>	<p>「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、CFC等の生産規制、排出抑制対策等を実施することにより、オゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制する。 特に、既に市中に出回っているCFC等の回収破壊対策、脱フロン対策を推進する。 また、対策の効果を判定するために、オゾン層及び大気中のオゾン層破壊物質濃度等の監視を行うほか、途上国に対するオゾン層保護対策を推進する。</p>	
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>	
<p>オゾン層の保護・回復 オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制する。</p>	<p>我が国の大気中におけるCFC濃度は減少傾向にあるが、以下に示されるように、施策の効果は十分に現れていない。 我が国、特に札幌上空のオゾンは依然として減少傾向にある。 南極上空のオゾンホールは2000年に過去最大規模となっている。</p>	
<p>3 課題の体系</p>	<p>ア オゾン層の状況等の監視・観測 イ オゾン層破壊物質の排出抑制、使用合理化の推進 ウ オゾン層破壊物質の回収・破壊の促進 エ 国際協力の推進</p>	
<p>4 評価</p>	<p>CFC等の生産規制を行っているものの、我が国上空を含む北半球中高緯度地域のオゾンは減少し、南極上空のオゾンホールは経年的に増大傾向を示している。これは、国内的には、既に生産されたCFC等が大気中に放出されているため、また国際的には途上国において依然としてCFC等が生産・消費されているためである。 国内的には、フロンの回収破壊を推進し、大気中への放出を抑制するため、本年6月にフロン回収破壊法が制定された。最優先課題の一つとして、その円滑な施行に向けた準備を進める必要がある。 この法律等により、冷媒フロンについては回収破壊の進展が見込まれるが、断熱材等に含まれるフロンの回収破壊は未だ緒についたばかりであるため、その推進に向けた調査研究が必要である。また、引き続きオゾン層破壊物質の生産、使用プロセスにおける排出抑制対策や抜本的な解決策として、脱フロン対策を強力に進める必要がある。 なお、代替フロンであるHFCをも対象とするフロン回収破壊法の成立に伴い、フロン等の対策をより効率的に実施するため、京都議定書の対象である代替フロン等の3ガス(HFC、PFC及びSF₆)対策を併せて実施することが適当である。</p>	